

武蔵野市学習者用コンピュータ通信

第6号

発行

武蔵野市教育委員会指導課
令和3年3月

タブレット型パソコンを活用した学習活動が始まります

4月中下旬から順次、学校でタブレット型パソコンを貸与いたします。一人1台の端末環境によって、様々な教育の可能性が考えられるところですが、配付後ただちに全てができるようになるわけではありません。適切かつ効果的な活用方法の検討、教職員への研修、子どもたちへの指導等、試行期間の三年間をかけて、できることから一歩ずつ進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

「Workspace for Education」に名称が変わります

Google Workspace
for Education



学習者用コンピュータで使用する教育クラウドサービス「G Suite for Education」は、「Workspace for Education」へと名称が変更になりました。使用可能なサービスに大きな変更はありません。

学習者用コンピュータに関するQ&A（2）

前号に引き続き、皆様が疑問に思う点についてのQ&Aです。

① 連絡手段としての活用について

質問

回答

Workspace for Educationの機能を使って、学校だより等の配信や欠席連絡をすることはないか。

Google ClassroomやGoogle フォームを活用することで可能となると認識しています。学習者用コンピュータ活用検討委員会で効果や課題を検討し、校長会とも協議をして、実施の可否を判断いたします。

オンライン保護者会などを開催することも想定しているのか。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者会を書面開催やオンラインで開催した学校がありました。今後、学校ごとに保護者会の内容や感染症の状況に応じて、オンラインで保護者会を開催することもあると認識しています。

② デジタル・シティズンシップについて

質問

回答

インターネットを利用するとき、閲覧制限はあるのか。

お子さんが安心して使用できるように、不適切なホームページをブロックするフィルタリングが設定されています。

<p>オンラインゲームにつながったり、YouTube を見たりすることができるのか。</p>	<p>オンラインゲームにはつながりません。YouTube については、学習に必要な動画もありますので、閲覧することは可能ですが、動画のアップロードはできないよう制限がかかっています。</p>
<p>子どもが Gmail でメールを発信したり、受信したりすることができるのか。</p>	<p>武蔵野市のアカウント(g.musashino-city.ed.jp)内部であれば可能です。外部のメールアドレスへ送信することや、外部から受信することはできません。</p>
<p>子どもが作った作品データを、保護者が閲覧することは可能か。</p>	<p>貸与しているタブレット型パソコンを使用し、ご覧いただくことは可能です。なお、お子様のデータであっても、パブリッククラウド上からデータを取り出し、他に保存したり、複製・活用したりすることは、お止めください。</p>

③ その他

質問	回答
<p>卒業するときや転校するときは、貸与されたタブレット型パソコンはどうしたらよいのか。</p>	<p>卒業時・転校時には、タブレット型パソコン本体、ACアダプタ・ケーブルをご返却いただきます。返却されたタブレット型パソコンは新たな学年や転入生が使用します。次の人が気持ちよく使えるように大切に扱ってください。</p>

第7号以降の配布について

第7号は令和3年5月の発行を予定しております。これまで、印刷物として配布してまいりましたが、第7号以降につきましては市ホームページや Google Classroom を用いて、電子的に配布してまいります。なお、第6号までのバックナンバーも掲載しております。